

第7期札幌市子どもの権利委員会第6回委員会(令和6年 11 月 19 日開催)

質問回答

議題1 (仮称)第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画案について

質問

ヤングケアラー支援推進事業の訪問支援について、厚生労働省では障がいや高齢のヘルパーとは異なることから研修が必要となっているが、市ではどのような方を訪問支援員と考えているのか。

回答

訪問支援員は、次の要件を満たしている方の中から選考しています。

- (1) 自ら子育てをした経験があるなど、育児に関する知識を有すること。
- (2) 心身とも健康であること。
- (3) 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者であること。
- (4) 市長が実施する、本事業に関する基礎的な研修を受講していること。
- (5) 次のア～ウに規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)、その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 令)第 35 条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第2条に規定する児童虐待又は法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

また、次のいずれかの資格を有している必要があります。

- (1) 保健師、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士のいずれかの資格を有する者
- (2) 介護保険法に基づく訪問介護または障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスにおいて、サービス提供責任者として従事した実績がある者
- (3) 実務者研修修了者
- (4) 介護職員基礎研修修了者又は旧訪問介護員養成研修(1級)修了者

- (5) 旧居宅介護従業者養成研修(1級)修了者
- (6) 介護職員初任者研修又は旧訪問介護員養成研修(2級)を修了した者であって、実務経験が1年以上の者
- (7) 居宅介護職員初任者研修または旧居宅介護従業者養成研修(2級)を修了した者であって、実務経験が1年以上の者
- (8) 保育士資格を有する者
- (9) 児童指導員に任用される資格を有する者
- (10) (1)～(9)と同様の要件を満たすと本市が認める者